

複合事業の要件の検討についてのご意見に対する事務局回答

令和6年7月19日(金)

熊本市環境政策課

複合事業の要件の検討について

(1) 本市の複合事業の要件の検討

第1回検討委員会でお示した複合事業の要件(案)

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの規模要件で除した数値の和が1以上

いただいたご意見

それぞれの規模要件で除した後に足すというのは厳しく感じる。個別の構成事業の規模を考慮し、同等にするのであれば本来なら平均するべきではないか。

【具体的な事例】

5つの事業で構成される複合事業において、各構成事業の規模の割合の平均が0.2以上である場合、その割合の和が1以上となりアセスの対象となる。

2つの事業で構成される複合事業である場合、アセス対象となる割合の平均は0.5以上となるため、構成事業の数が多ければ多いほど、一つあたりの事業は小さい規模でもアセスが必要となる。

事務局の回答

複合事業は、規模要件未滿の複数の事業が一体的に実施されるものであり、適切な環境影響評価を求めるには、構成する事業1つ1つの規模によらず、複合事業全体を1つの大規模な開発事業として判断する必要があるため、対象となる各事業の平均値や最大値ではなく、構成する各事業ごとに算出した数値を合算することが適当であると考えている。

複合事業の要件の検討について

【想定される事例】

(a)工業団地の造成事業: 24ha から5年以内に (b)太陽電池発電所: 1 ha を実施する計25ha の複合事業

⇒(a) $24/25 = 0.96$ (b) $1/20 = 0.05$ → (a)+(b) = **1.01**

新たに実施する太陽電池発電所の造成面積は事業全体(25ha)の**4%**であるが、**総体として1以上**となるため、(a)と(b)は共に**アセスの対象**となる。



新たな複合事業の要件(案)

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの規模要件で除した数値の**和**が1以上
但し、スクリーニング手続により環境影響評価手続の要否を判定する

複合事業を1つの大規模事業として捉え、環境影響評価を求めることを基本とする一方で、**各案件ごとの特徴**(個別の構成事業の規模や構成事業同士の開発時期のズレなど)を考慮しつつ、**専門家の意見を聴取**しながら環境影響評価の要否を**個別具体的に判断**したい。

複合事業の要件の検討について

(2) 本市の複合事業の考え方(案)まとめ

<複合事業の要件>

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの規模要件で除した数値の和が1以上

<複合事業の一体性の考え方>

	複合事業の要件	具体的な内容
1	事業の近接性	・事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。
2	事業の実施時期	・事業の着手予定日から5年以内に他の事業の着手が計画されていること。
3	事業の実施主体	・事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。

スクリーニング手続により専門家の意見を聞きながら、環境影響評価の要否を判定する。